



島根県報

平成31年2月1日（金）

第3,079号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|---------------------------|-------------------|---|
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (地 域 福 祉 課) | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 県営土地改良事業計画の変更 | (農 村 整 備 課) | 3 |
| 換地計画書の縦覧 | (") | 3 |
| 保安林予定森林 | (森 林 整 備 課) | 3 |
| 保安林の指定 | (") | 3 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要 | (中 小 企 業 課) | 4 |

【公 告】

| | | |
|---------------|-------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 | (都 市 計 画 課) | 4 |
|---------------|-------------|---|

【選管告示】

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会の開催 | | 5 |
|--------------------------------------|--|---|

【公安規則】

| | | |
|--------------------------------------|-----------|---|
| 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 | (警 察 本 部) | 5 |
|--------------------------------------|-----------|---|

【公安告示】

| | | |
|---------------------------------|-----------|---|
| 貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 | (警 察 本 部) | 6 |
|---------------------------------|-----------|---|

告 示

島根県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人 宝歯会 出雲スマイル歯科小児歯科医院 | 出雲市大塚町650-1 | 平成30年12月25日 |

島根県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者 | | 廃止する事業 | 事業所 | | 廃止年月日 |
|---------------------|-------------------|-----------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人宝歯会 かじわら歯科医院 | 福岡県北九州市若松区下原町1番1号 | 訪問看護 | 医療法人宝歯会 出雲スマイル歯科小児歯科医院 | 出雲市大塚町650-1 | 平成30年12月25日 |
| 医療法人宝歯会 かじわら歯科医院 | 福岡県北九州市若松区下原町1番1号 | 訪問リハビリテーション | 医療法人宝歯会 出雲スマイル歯科小児歯科医院 | 出雲市大塚町650-1 | 平成30年12月25日 |
| 医療法人宝歯会 かじわら歯科医院 | 福岡県北九州市若松区下原町1番1号 | 居宅療養管理指導 | 医療法人宝歯会 出雲スマイル歯科小児歯科医院 | 出雲市大塚町650-1 | 平成30年12月25日 |
| 医療法人宝歯会 かじわら歯科医院 | 福岡県北九州市若松区下原町1番1号 | 介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人宝歯会 出雲スマイル歯科小児歯科医院 | 出雲市大塚町650-1 | 平成30年12月25日 |
| 医療法人宝歯会 かじわら歯科医院 | 福岡県北九州市若松区下原町1番1号 | 介護予防訪問看護 | 医療法人宝歯会 出雲スマイル歯科小児歯科医院 | 出雲市大塚町650-1 | 平成30年12月25日 |
| 医療法人宝歯会 かじわら歯科医院 | 福岡県北九州市若松区下原町1番1号 | 介護予防訪問リハビリテーション | 医療法人宝歯会 出雲スマイル歯科小児歯科医院 | 出雲市大塚町650-1 | 平成30年12月25日 |
| 有限会社 あおぞら | 浜田市紺屋町84-7 | 訪問介護 | 有限会社 あおぞら | 浜田市紺屋町84-7 | 平成30年12月29日 |

島根県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業名 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|--------------------------------|--------------|------------|-------|
| 益田地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 益田市役所 |

島根県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 換地計画に係る地区 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-------------|-------------|------------|-------|
| 雲南北地区（南村工区） | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 雲南市役所 |

島根県告示第66号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市八雲町熊野6274、6275
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町一窪田1398-26、1408-1、3572

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第68号

平成30年島根県告示第409号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により意見を述べたので、同条第6項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT出雲店 島根県出雲市塩冶町字善光寺1291番外

2 意見の概要

(1) 店舗開店から一定期間及び年末年始など来店混雑が想定される時期には、交通管理者、道路管理者と調整し、交差点付近や駐車場出入口へ交通誘導員を適切に配置するなど、交通渋滞緩和対策の徹底を図ること。

また、来客車両に対して迂回経路への誘導を実施しない期間においても、交差点Cを南進し出入口①へ右折入庫しようとする来客車両などにより、周辺の交通環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、適切な措置を講じること。

(2) 市道塩冶38号線から入出庫する車両に対しては、通学時間帯の運行を避けるよう店舗への搬出入事業者及び来客に分かりやすい言葉で呼びかけるなど、交通安全に配慮した措置を講じること。

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（島根県出雲市今市町70）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町字武嶺1990番2

面積 251.56平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町1962番地

大和 礼志

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第5号

平成31年4月7日行う予定の島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成31年2月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 島根県知事選挙

| 日 時 | 場 所 |
|-------------------|------------------|
| 平成31年2月20日午後1時30分 | 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 |

2 島根県議会議員一般選挙

| 選 挙 区 | 日 時 | 場 所 |
|-------|----------------|----------------------------|
| 松 江 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 |
| 浜 田 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 |
| 出 雲 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県出雲市大津町1139番地 出雲合同庁舎 |
| 益 田 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県益田市昭和町13番1号 益田合同庁舎 |
| 大 田 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県大田市大田町大田イ1番地3 大田集合庁舎 |
| 安 来 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 |
| 江 津 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 |
| 雲南・飯石 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県雲南市木次町里方531番地1 雲南合同庁舎 |
| 仁 多 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県雲南市木次町里方531番地1 雲南合同庁舎 |
| 邑 智 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県大田市大田町大田イ1番地3 大田集合庁舎 |
| 鹿 足 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県益田市昭和町13番1号 益田合同庁舎 |
| 隠 岐 | 平成31年3月11日午後1時 | 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地 隠岐合同庁舎 |

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月1日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第1号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令の部を削り、同表都市再生特別措置法の部の次に次のように加える。

| | | |
|--|--|------------------------------------|
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） | 第24条の2第6項（同条第10項において準用する場合を含む。） | 移動等円滑化促進方針の作成又は変更に関する意見の提出 |
| | 第24条の2第7項（同条第10項並びに第25条第10項及び第11項において準用する場合を含む。） | 移動等円滑化促進方針又は基本構想の受理 |
| | 第24条の4第3項 | 市町村からの協議を行う旨の通知の受理 |
| | 第24条の4第4項 | 協議会における協議 |
| | 第25条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。） | 基本構想の作成又は変更に関する協議 |
| | 第25条第8項（同条第11項において準用する場合を含む。） | 特定事業に関する事項についての基本構想の案又は変更の案の作成及び提出 |
| | 第26条第3項 | 市町村からの協議を行う旨の通知の受理 |
| | 第26条第4項 | 協議会における協議 |
| | 第27条第1項 | 基本構想の作成又は変更の提案 |
| | 第27条第2項 | 提案に対する市町村からの通知の受理 |
| | 第31条第4項（同条第7項及び第32条第2項において準用する場合を含む。） | 道路特定事業計画の作成又は変更に関する意見の聴取に対する回答 |
| | 第31条第6項（同条第7項及び第32条第2項において準用する場合を含む。） | 道路特定事業計画の受理 |
| | 第36条第1項 | 交通安全特定事業計画の作成及び実施 |
| | 第36条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） | 交通安全特定事業計画の作成又は変更に関する意見の聴取 |
| | 第36条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。） | 交通安全特定事業計画の公表及び送付 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成31年2月1日

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

| 種別及び級 | 実 施 日 時 | | 定 員 |
|-------------|---------|-------------------------------|------|
| 貴重品運搬警備業務1級 | 学科試験 | 平成31年5月9日(木) 午前9時30分から午前11時まで | 5人程度 |
| | 実技試験 | 平成31年6月29日(土) 午前8時30分から午後5時まで | |
| 貴重品運搬警備業務2級 | 学科試験 | 平成31年5月9日(木) 午前9時30分から午前11時まで | 5人程度 |
| | 実技試験 | 平成31年6月15日(土) 午前8時30分から午後5時まで | |

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務1級検定

| 区 分 | 科 目 |
|------|--|
| 学科試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 実技試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

| 区 分 | 科 目 |
|------|--|
| 学科試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 実技試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成31年4月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。